

# 体験入学制度実施要項

チューリッヒ日本人学校(全日制)

## 1. (体験入学の目的)

本校体験入学の目的を以下の通り定める。

- (1) 本校への入学を検討している児童生徒が実際に本校の教育活動を体験し、転入学の判断材料とする。
- (2) 現地校やインターナショナル・アメリカンなどの国際学校に通学している児童生徒が、チューリッヒ日本人学校全日制で日本の教育を体験する。
- (3) 日本に帰国間近の児童生徒が、日本の教育に慣れるために、チューリッヒ日本人学校全日制で日本の教育を体験する。

## 2. (申し込み)

体験入学を希望する者は、体験の10日前までに、所定の様式にて「体験入学申込書」を提出し、学校長の許可を得なければならない。

## 3. (実施期間および実施学年)

実施期間は、5月1日から2月末日までの10ヶ月間とする。また、実施学年は、全日制に児童生徒が在籍する全学年とする。ただし、全日制の児童生徒への指導の関係で、原則として、小学部1年生は2学期から、中学部3年生は2学期までとする。学習発表会1週間前は、準備等のため実施しない。

## 4. (体験日数)

体験入学の日数は、1日単位とする。ただし、体験入学実施期間中に校外行事がある場合は、不参加とする。

## 5. (体験費用)

体験入学費用は、1日あたり55フランとする。

## 6. (体験入学の内容)

体験入学における内容は、以下の通りとする。

- (1) 該当学年の学級に入り、本校の子どもと一緒に授業を受ける。
- (2) 学習進度については、特段の配慮はしないものとする。
- (3) 教科書および基本的な学用品は、本人が持参することとする。
- (4) 副教材については、コピーで配布する。

## 7. (その他)

- (1) 体験入学における登下校は、保護者の責任とする。
- (2) 体験入学期間中は、全日制の学校の決まりを遵守すること。